

農業界における労災保険制度に係る現状

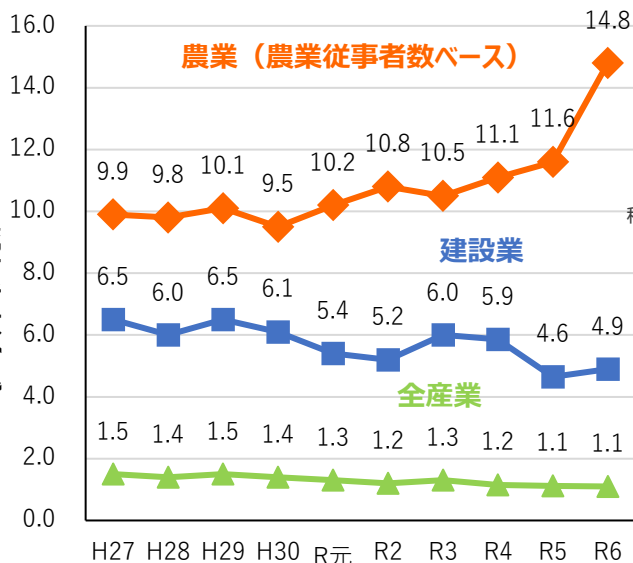
令和8年4月

農林水産省
経営局就農・女性課

農業における労働災害の状況

- 農業における就業者10万人当たりの死亡事故者数は14.8人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 死亡事故の要因は、農業機械に係る事故が54%を占めるほか、熱中症、ほ場や高所からの転落等、多岐に渡る。
- 労働者数5人未満の小規模経営体においても、死亡事故等の労働災害が発生している状況。

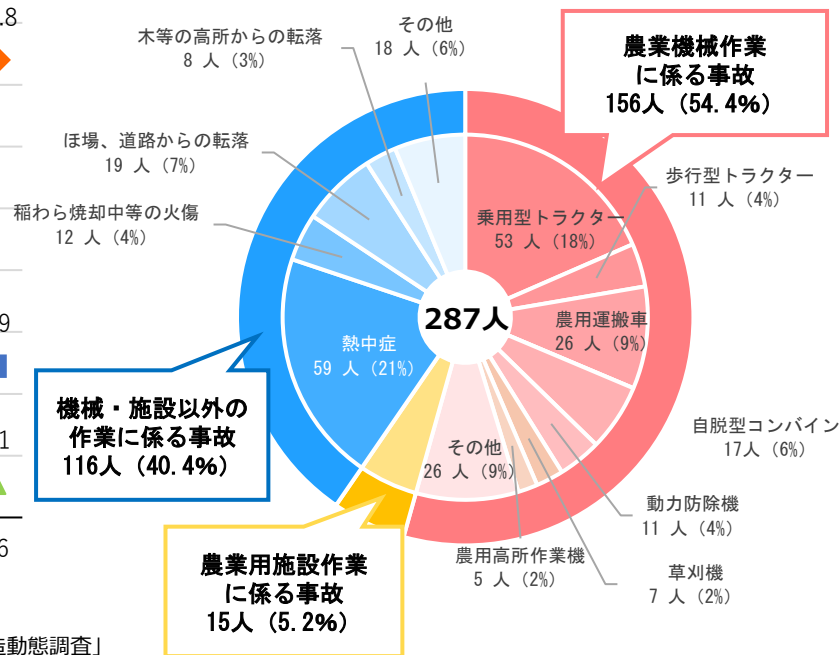
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



資料：死亡者数 農業：農林水産省「農作業死亡事故調査」
他産業：厚生労働省「死亡災害報告」
就業者 農業：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」
他産業：総務省「労働力調査」

注：就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

要因別の死亡事故発生状況（令和6年）



農業の労働災害発生件数（令和6年）

労働者数	労災発生件数（人）		死亡及び休業1か月以上の割合	
	うち死亡者数	うち1か月以上休業		
5人未満	576	12	353	63.4%
5人以上	2,236	11	1,253	56.5%

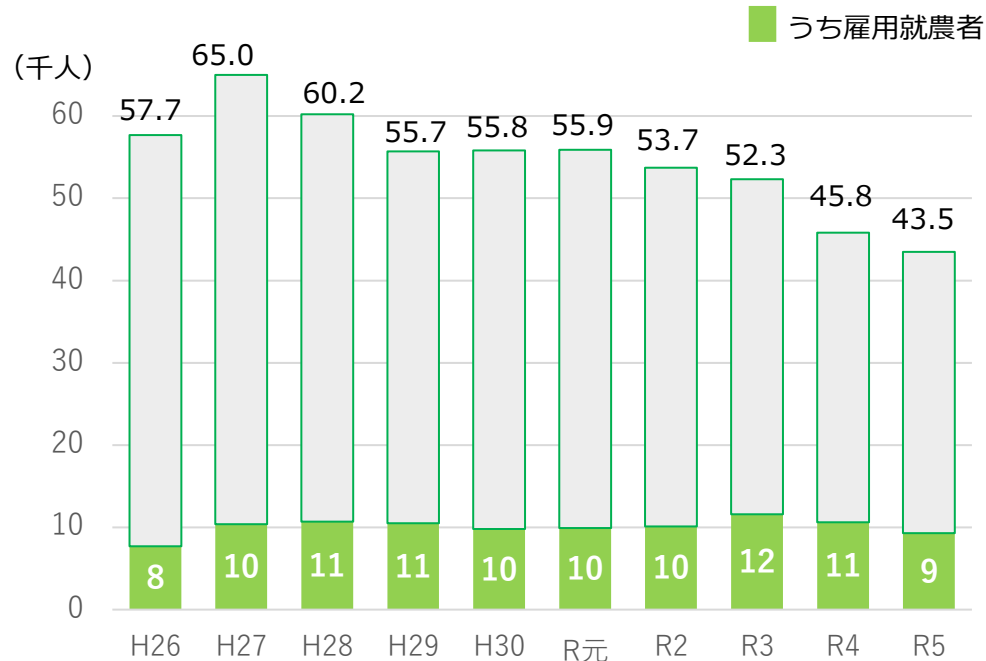
資料：労働者死傷病報告を基に集計・分析。

⇒ 暫定任意適用の対象となる事業者にも、労働者に対する災害補償責任があり、経営リスクへの備えが必要。

農業における雇用の状況

- 新規就農者のうち雇用就農者は、平成27年以降1万人前後とほぼ同水準で推移。
- 2025年農林業センサスによれば、雇用を実施している経営体（個人経営体と団体経営体の合計）は約23万経営体。

新規就農者数の推移



雇用をしている経営体数

- ・ 雇用のある経営体数：約23万経営体※1
- ・ 個人経営体のうち、常雇い1～4人又は臨時雇い1人以上の経営体数：約20万経営体※2

※1 2025年農林業センサスにおける「雇い入れた実経営体数」

※2 2025年農林業センサスにおける「常雇い1～4人の個人経営体数」と「臨時雇い1人以上の個人経営体数」の合計から、重複する経営体数及び「臨時雇い1人以上であって常雇い5人以上の個人経営体数」を除いたもの（組換え集計）

(参考)

- ・ 任意適用事業場数：約2.3万

※ 令和6年6月時点 厚生労働省データ

労災保険に任意加入した後に、暫定任意適用事業に該当しなくなった事業が含まれ、また、当初適用事業として労災保険に加入し、その後、暫定任意適用事業に該当するに至った事業を含まない。

資料：農林水産省「新規就農者調査」

(H25、26の数値は4/1～翌年3/31まで、H27以降の数値は、2/1～翌年1/31までの1年間に新規就農した者の数)

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会

- 農業法人等が、人・農地の受け皿として将来にわたって発展していくためには、他産業と遜色のない雇用環境の整備が急務。
- 食料・農業・農村基本法に「農業の雇用に資する労働環境の整備」が明記されたことを受け、「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」を設置し、労働法制の在り方も含めた政策の在り方について検討を深めているところ。

委員（令和7年12月時点）

梅本 雅（座長） （株）ファーム・マネージメント・サポート 代表取締役 （元農研機構非常勤顧問）	鈴木 泰子 全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 会長
笠木 映里 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	中村 美紗 株式会社フルトリエ代表取締役
川口谷 仁 （公社）日本農業法人協会 副会長	前田 彩花 全国農業青年クラブ連絡協議会 会長
佐藤 陽平 （一社）全国農業会議所 経営対策部長	生部 誠治 （一社）全国農業協同組合中央会 営農・担い手支援部長

開催状況

第1回（令和6年10月）

- ・ 農業をとりまく労働環境や他産業との比較、労働関係法制の現状整理等
- ・ 被用者保険制度の見直しの方向性

第2回（令和6年11月）

- ・ 被用者保険制度の論点整理（見直しの意義、経営への影響や事務負担など）
- ・ 暫定任意適用となっている労災保険制度の現状分析等

第3回（令和7年2月）

- ・ 暫定任意適用となっている雇用保険制度の現状分析等
- ・ 農業雇用の実態に係る統計データの研究・分析（有識者ヒアリング）

第4回（令和7年3月）

- ・ 雇用環境整備に取り組む農業経営者からのヒアリング

第5回（令和7年6月）

- ・ 農業の人材確保や労働環境の整備に関する有識者からのヒアリング

第6回（令和7年8月）

- ・ 被用者保険の改正内容報告
- ・ 労災保険制度における暫定任意適用に係る課題の洗い出し

第7回（令和7年12月）

- ・ 労働政策審議会における議論の報告
- ・ 労災保険の加入促進

暫定任意適用事業とされている農業を強制適用とすることについて

- 多数かつ全国に広く存在すると考えられる**対象経営体**に対し、**労災保険の意義の理解、加入の要否の判断等に資するわかりやすい制度周知**を行う必要。強制適用するに当たり課題とされていた**経営体の把握等への対応**や、新たに保険に加入することとなる**経営体の事務負担の軽減**など、**厚生労働省及び農林水産省が連携して施行までに準備を進める必要**。

(参考)「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」における主な意見について

1. 暫定任意適用事業について

- ▶ **強制適用に向けた検討を進めることについて、賛成**である。
- ▶ 労働者の保護は**産業間で差があつてよいものではない**。また、保険料負担よりも、**労働災害が発生したときの経営者負担の軽減**というメリットの方が大きい。

2. 農業経営体の把握・制度周知について

- ▶ 対象となる経営体を特定して個別に周知するのではなく、**農業経営体全般に対して周知が必要**。また、農業経営体だけでなく、**働く側へのアプローチ**も必要。
- ▶ **地方行政・労働基準監督署等の公共機関やJA・全国農業会議所等の農業団体**が果たす役割は非常に大きい。**厚生労働省、農林水産省とも様々な連携をして周知を図っていただきたい**。
- ▶ 強制適用になったから加入するのではなく、自身の経営を守るために加入が必要なんだという、**農業者が納得できるアプローチが必要**。そのためには**時間をかけてケア**すべき。
- ▶ 農業の特殊性として、ゆい・手間替えや家族労働力など、契約関係の無い曖昧な形で労働提供がされることがある。そこを改めて、**労働者としての性格を明確にして進めていくことが必要**。

3. 事務負担の軽減について

- ▶ 加入に対する支援があると非常に効果的。社労士との連携等による**加入手続のバックアップへの公的な支援**が必要。それによって各地域の農協や農業委員会等も動きやすくなるのではないかと。
- ▶ **労務管理ソフトやオンライン申請の活用を進める**ことによって、事務負担を減らしていく取組も有効だと思う。
- ▶ 保険料算定時の事務を簡素化するため、**賃金台帳の整備も同時に推進**する必要。

労災保険加入の推進及び農作業安全に係る取組について

- 就業者10万人当たりの死亡事故者数が他産業に比べて高い状態が継続する等、労災事故の発生が経営者・従業員双方のリスクとなっている中、備えとして**労災保険の任意加入を推進**しつつ、農業現場における**労災事故を起こさないための取組を進めていく**。

労災保険の任意加入推進

- 労働者数5人未満の経営体においても、死亡事故等の労働災害が発生。**暫定任意適用の対象であっても労働者に対する災害補償責任があり、経営リスクへの備えが必要。**
- 任意加入を進めるため、**労災保険加入の意義等のわかりやすい周知、事務負担の軽減策等**を講じる必要。

農作業安全の推進

- 以下のような実態を踏まえつつ、農作業安全対策を強化する必要。
 - ・ **農業機械作業が農作業死亡事故全体の約 2/3 を占める状態が継続**
 - ・ **農作業中の熱中症による死亡者数が増加**
 - ・ 労働者における農作業事故の発生割合について、**経験期間が3年以下の者が過半数を占めている**

**国と関係団体が緊密に連携し
労災保険加入と農作業安全を一体的に進める必要**

＜取組参考＞ 令和7年度補正予算において措置する内容

- 体制整備
 - ・ 推進母体となる**全国組織の体制整備**
 - ・ 都道府県段階における**関係機関（地方自治体、農業団体、社労士等）の連携体制の構築、相談窓口等の設置**
- 取組内容
 - ・ 労働関係法制の制度変更や労働環境改善、農作業安全等に係る**普及啓発資料の作成・配布**
 - ・ **農業者向けの説明会・研修会（労災保険、農作業安全等）や保険加入に関する手続支援相談会の開催**

推進体制の整備について

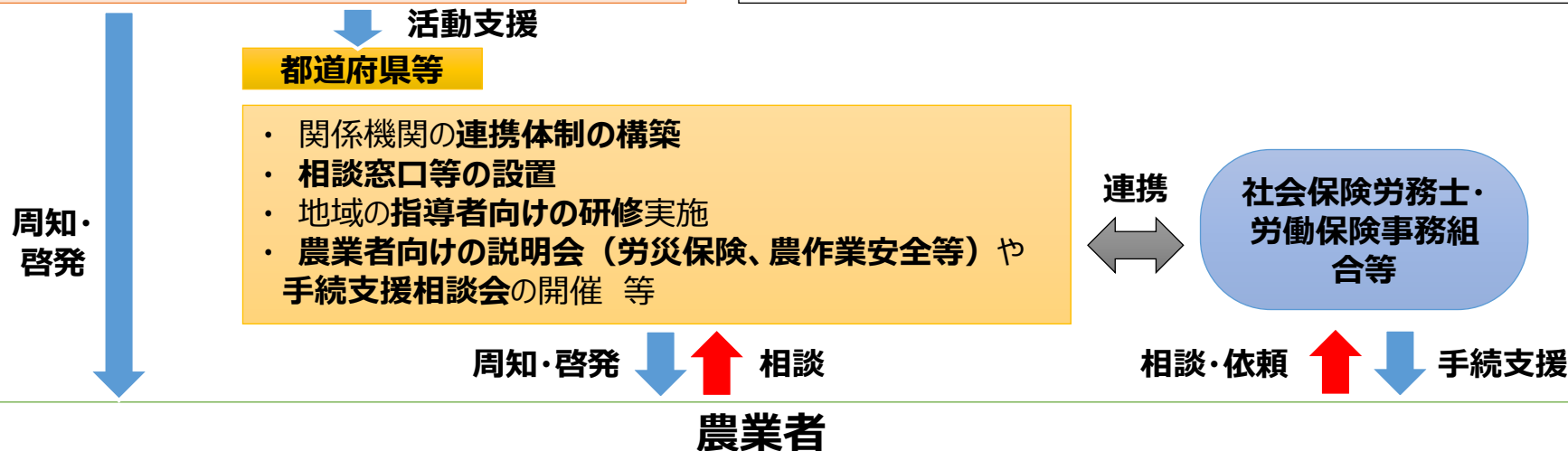
- 被用者保険制度の改正や労災保険制度の加入推進、農作業安全活動の普及等のためには、**きめ細やかな周知の実施及び現場のフォロー体制構築**が必要。
- **推進母体となる全国組織の活動に対する支援**とともに、**都道府県段階**においても国と関係機関が連携し、**相談窓口の設置**や**労働保険事務組合の設立**等のフォロー体制整備、**農業者向けの周知活動**等を推進していく。

全国段階

- ・ **全国組織の体制整備**
- ・ 労働関係法制の制度変更や労働環境改善、農作業安全等に係る**普及啓発資料の作成・配布、説明会の開催**
- ・ 労災保険の加入促進等に関する**先進事例調査**
- ・ 都道府県段階での活動に対する**指導・助言** 等

※ 農林水産省と厚生労働省が連携して

- ・ **全体周知・任意加入促進**
(労災保険のメリット等を周知するためのパンフレットの作成・配布、自治体・団体等への説明会の実施等)
- ・ **体制整備・加入手続支援**
(相談窓口の整備等、労働保険事務組合の育成・確保、専門家によるコンサルティング、ITツールの導入等への支援等)



<今後のスケジュール(想定)>

4～6月

- 周知チラシ等の作成
- 自治体・団体向け説明会(全県)

7～12月

- 加入マニュアル・書類ひな型などの作成
- 都道府県段階の取組の進行(地域別の担当者研修会、農家向け説明会等)

.....

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、雇用による人材獲得・定着を図るために、働きやすい環境づくりや労働関係法制の見直しに対応するための体制整備、他産地・他産業との連携による労働力確保等を支援します。

<事業目標>

農業分野における労働環境の改善

<事業の内容>

1. 働きやすい環境づくりコース

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就業に関するルール策定や見直し、従業員の労働負荷軽減に資する取組、マネジメント体制強化のためのシステム導入等を支援します。

※ 関係機関（地方自治体・JA等）+ 農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域の核となる農業経営体の場合、1者以上で可）

2. 推進体制整備コース

労働関係法制の見直しに対応するための周知活動や現場のフォロー体制の構築、労災保険の任意加入を促進するための取組を支援します。

<全国事業>

各種制度の周知のための説明会の実施、労災保険の加入促進のための事例調査・手引き作成 等

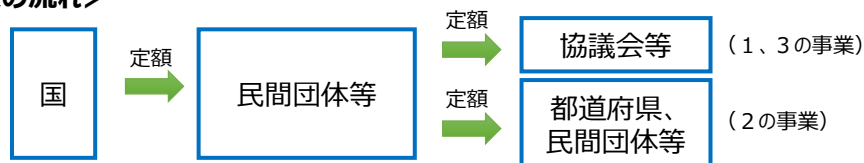
<都道府県事業>

地方自治体や農業関係団体と社会保険労務士等が連携する体制の構築、労災保険加入の手続支援相談会の開催 等

3. 産地間連携等推進コース

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保を推進するための労働力調査等の実施を支援します。

<事業の流れ>

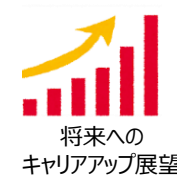


<事業イメージ>

1 働きやすい環境づくりに対する支援

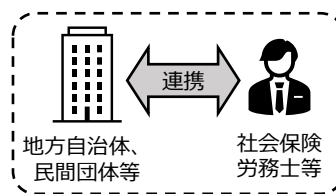
【取組例】

- 就業規則の策定・見直し
社会保険労務士等へのコンサルティング相談等
- 働きやすい環境づくりのための研修
外部講師を招いた研修会の開催等
- 労働負荷の低減
作業のマニュアル化、工程見直し等
- マネジメント体制の強化
人事制度や人材管理システムの導入等



社会保険労務士へのコンサルティング相談

2 推進体制の整備 (都道府県事業)



(取組例)



3 産地間連携等の推進

<人材不足産地>



情報登録

・繁忙の時期
・必要な人数
・産地内の労働環境 等

<実施主体>



情報提供

<人材を送り込みたい産地>



連携先の検討

<他産業の企業>



派遣先の検討